

民生委員児童委員制度と

活動のご紹介

民生委員・児童委員は、制度の創設から100年以上にわたり、常に住民の身近な相談相手として地域社会を支えてきました。昨今、家族や地域コミュニティのつながりが薄れていると言われるなかで、見守りや支援へのつなぎ役を担う民生委員への期待は高まっています。

民生委員・児童委員とは

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとします。戦後（昭和21年）、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められ、平成29年に、民生委員制度は済世顧問制度創設から100周年を迎えました。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員は、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など、民生委員法に定める要件を満たす人が委嘱されます。市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考など、公正な手続きを経て推薦、委嘱がなされています。民生委員児童委員制度は全国統一の制度であり、全ての市町村にお

いて、一定の基準に従い定数が定められ、令和4年度民生委員・児童委員の一斉改選では、225、356人が委嘱され全国で活動しています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、住民の介護や医療の悩み、生活困窮、子育ての不安などの相談に応じています。その他、家庭への訪問や見守り、居場所づくりのサロン活動など内容は多岐にわたり、地域住民と行政や専門機関とのつなぎ役としても活躍しています。



地域共生社会と民生委員児童委員の関わり

全国民生委員児童委員連合会では、令和4年3月、地域共生社会の実現に向けた民生委員活動、民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という）。活動の考え方を整理し、地域で社会福祉の増進に努める民生委員が、活動の中で地域共生社会の実現にどのように取り組むかを整理した行動方針をまとめました。ある地域では、時折大きい声を出す住民について、近隣住民から民生委員に苦情が寄せられ、隣人トラブルに至っているという生活課題に気づき、「支援が必要な人」として民児協に情報提供したことから支援が始まりました。その後、民児協事務局である町の社会福祉協議会で、ひとり暮らしで近くに頼れる人もいない住民が増加している課題に対して、今後どのように支援を強化してい

くかという議論が始まったという例もあります。全国各地で地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。このような民生委員・児童委員の活動が、地域において「支え合う住みよい社会」すなわち、地域共生社会づくりのベースとなっているものと考えられています。

活動強化週間

全国民生委員児童委員連合会は、済世顧問の設置に関する規程が公布されたのが5月12日であることから、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」としています。

また、この日からの1週間（5月12日～18日）を「活動強化週間」と定め、民生委員児童委員制度やその役割を積極的にPRする期間としています。近年、なり手不足で民生委員・児童委員が不在の地域では見守り活動が行き届かない恐れがあると言われている中、民生委員・児童委員の存在や活動を、より多くの人々に知ってもらえる

よう、全国各地において様々な広報活動が展開されています。

多賀城市民生委員児童委員協議会の取組

令和6年度、宮城県内各市町村民児協及び宮城県民児協では、活動強化週間の取組としてリーフレットの配布、児童の登下校の見守り、あいさつ運動など様々な活動を行いました。その中で多賀城市民児協では、以下の取組が実施されました。

1 市の5月号及び市社協の4月号



▲多賀城市役所にのぼり旗・活動を記録したパネルを設置

広報誌に「民生委員・児童委員の日」の記事を掲載し、民生委員・児童委員の役割を地域住民へ広く周知

2 全国民生委員児童委員連合会が作成したPR動画を市役所ロビーで放映、市の公式LINEを活用し配信

3 地区掲示板や集会所にPRポスターを掲示

4 市役所や多賀城駅前にのぼり旗を設置、民生委員・児童委員が自身の役割を記載したチラシや名入りマスクを地域住民に配布



▲多賀城市役所ロビーでの広報活動の様子

おわりに

活動強化週間の取組は、地域住民が民生委員・児童委員の活動を身近なものと感じるとともに、その制度や役割を知り、さらには、なり手の確保にもつながる素晴らしいものであると考えます。

民生委員・児童委員による、地域の幅広い関係者と連携し、住民に寄り添う日々の活動は、本会でも推進している「地域共生社会の実現」の重要な取組となります。

本会では、宮城県民児協との連携を深め『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に向けた取組を進めるとともに、民生委員・児童委員の活動が、県民一人一人に理解され、それぞれの地域における福祉の充実につながるよう情報を発信していきます。

